

2017年2月15日（水曜日） 13:00～17:00

両立支援ネットワークにおける PHRの活用

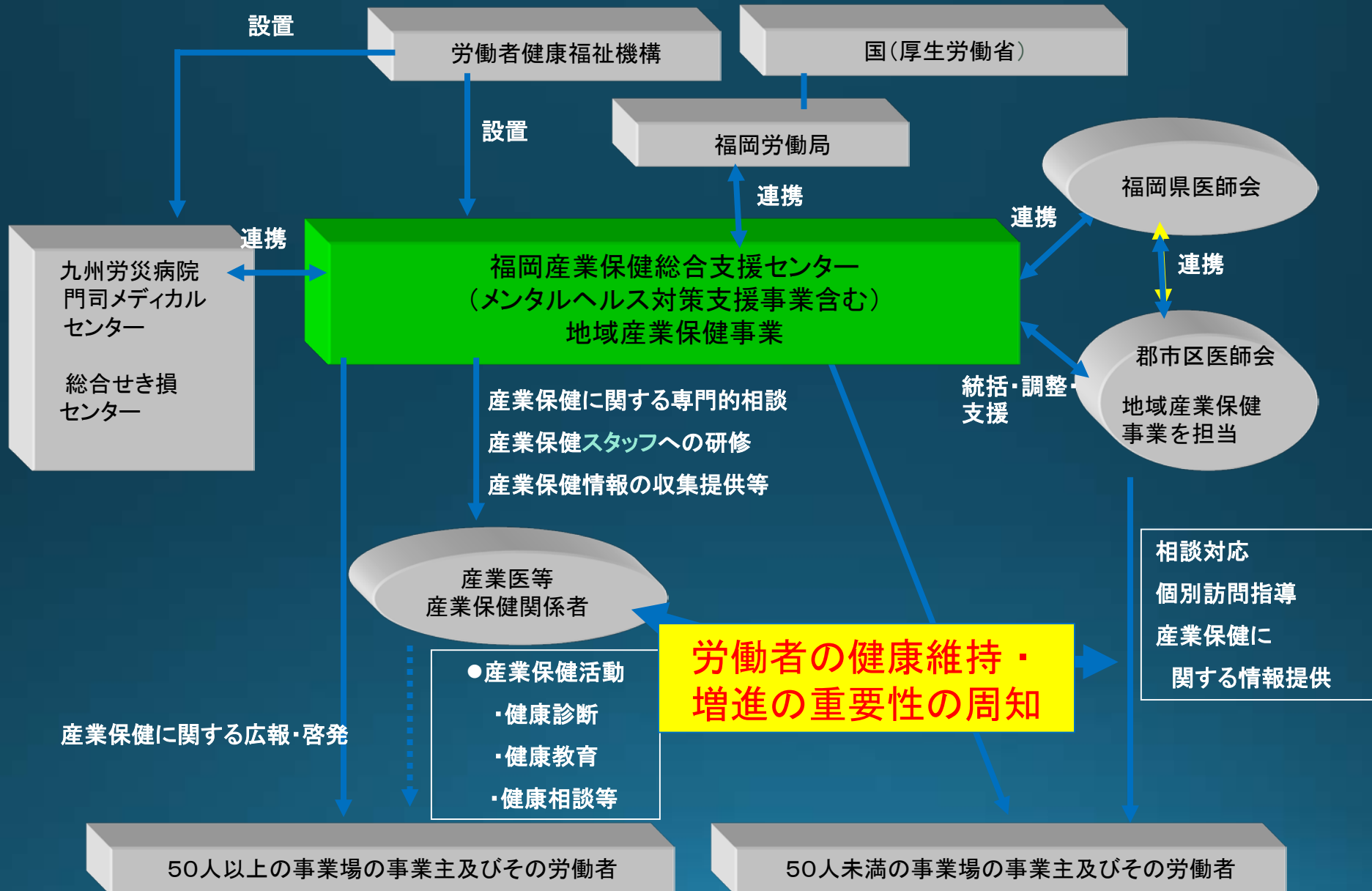
JR品川イーストビル 20階
（日立製作所）大ホール

（一社）PHR協会 代表理事
福岡産業保健総合支援センター
所長 織田 進

福岡県メディカルセンタービル

産業保健支援体制の概要

平成26年4月1日より



職場で健康増進に取り組む理由は？



生産性

1. アブセンティーズム

欠勤

2. プレゼンティーズム

うつ病、アレルギー疾患
関節炎 糖尿病 頭痛

2

1

弁護士費用
人事労務の費用
担当者の精神的ストレス
会社の評判・リスク

健康保持増進活動（身体的、精神的）



生涯健康管理體系



乳幼期
(乳児・幼児)

母子保健
(市町村保健センター)
※福祉サービスと一体

地域保健法

就学期
(学童・生徒)

学校保健
(各教育施設)

学校保健法

就労期
(労働者)

産業保健
事業主責任の健康管理
(地域産業保健センター・
小規模零細事業場に産業
保健サービスを提供
※医療保険各制度の保健事業

労働安全衛生法

高齢期
(高齢)

老人保健
(市町村保健センター)
老人訪問看護ステーション
在宅介護支援センター等
※福祉サービスと一体

**高齢者の医療の
確保に関する法律**



超高齢化社会と産業医活動

職場：
診療情報

がん等の疾病を有する労働者の職場復帰および就業の支援

近い将来
定年70歳

現在65歳定年

60歳

70歳

80歳

90歳

100歳

職場・自宅：
診療情報

病院での治療ができない患者増加、
在宅治療の増加

病院でのリハビリ減少
職場・家庭でのリハ提供？（脳血管障害）

自宅：
診療情報

職域での健康管理

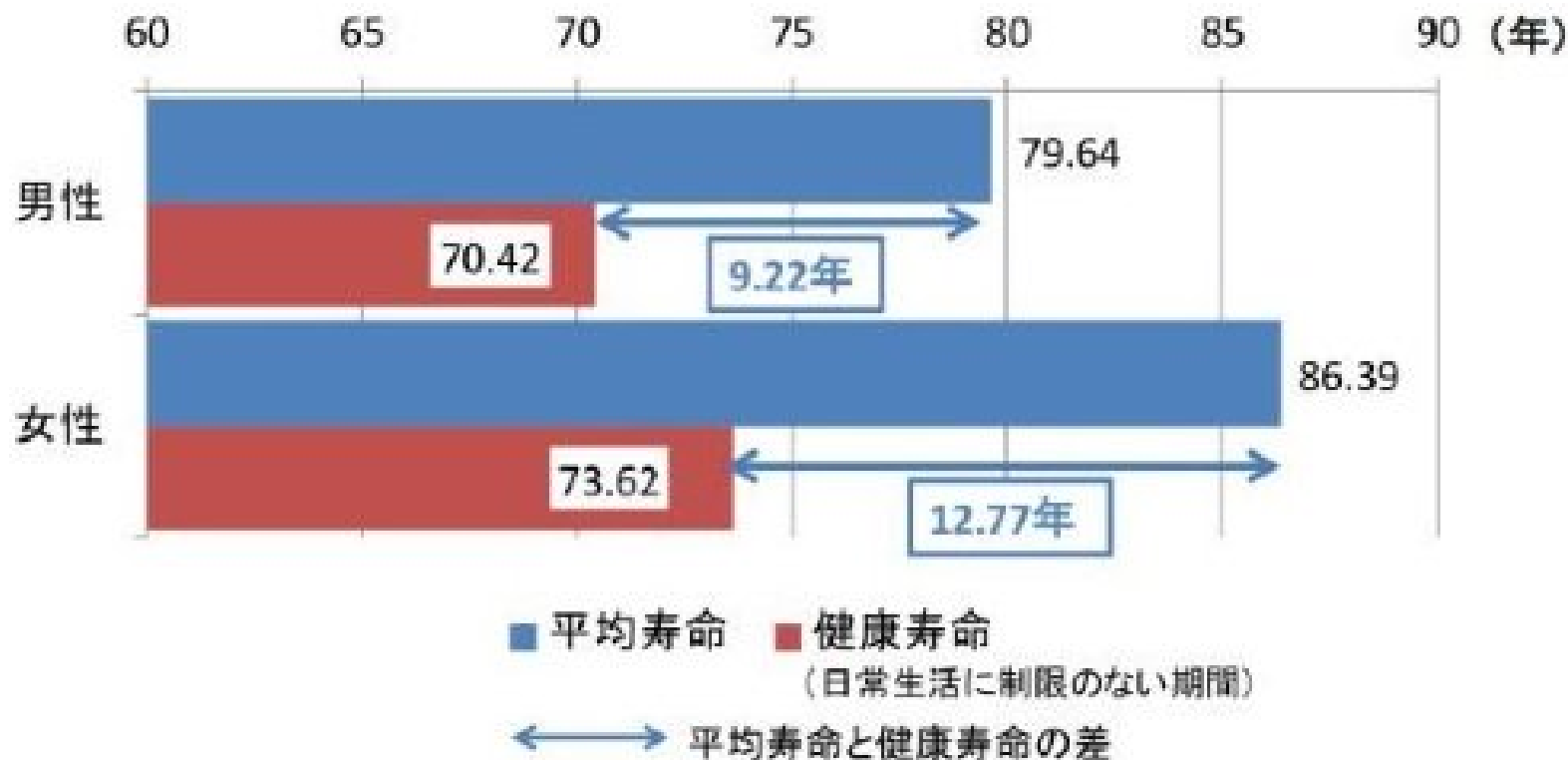
地域での健康管理

職場および自宅で最適な健康管理・治療・ケアを受けるために

PHRが必要

PHR:Personal Health Record

平成22年 日本人の寿命、健康寿命



2015年の日本人の平均寿命 男性80.79歳、女性87.05歳
(厚生労働省、2016年7月27日発表)

出典：厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会「健康日本21（第二次）の推進に関する参考資料」p25

産業医の責務と歴史

産業医責務の歴史的変貌



将来の医者



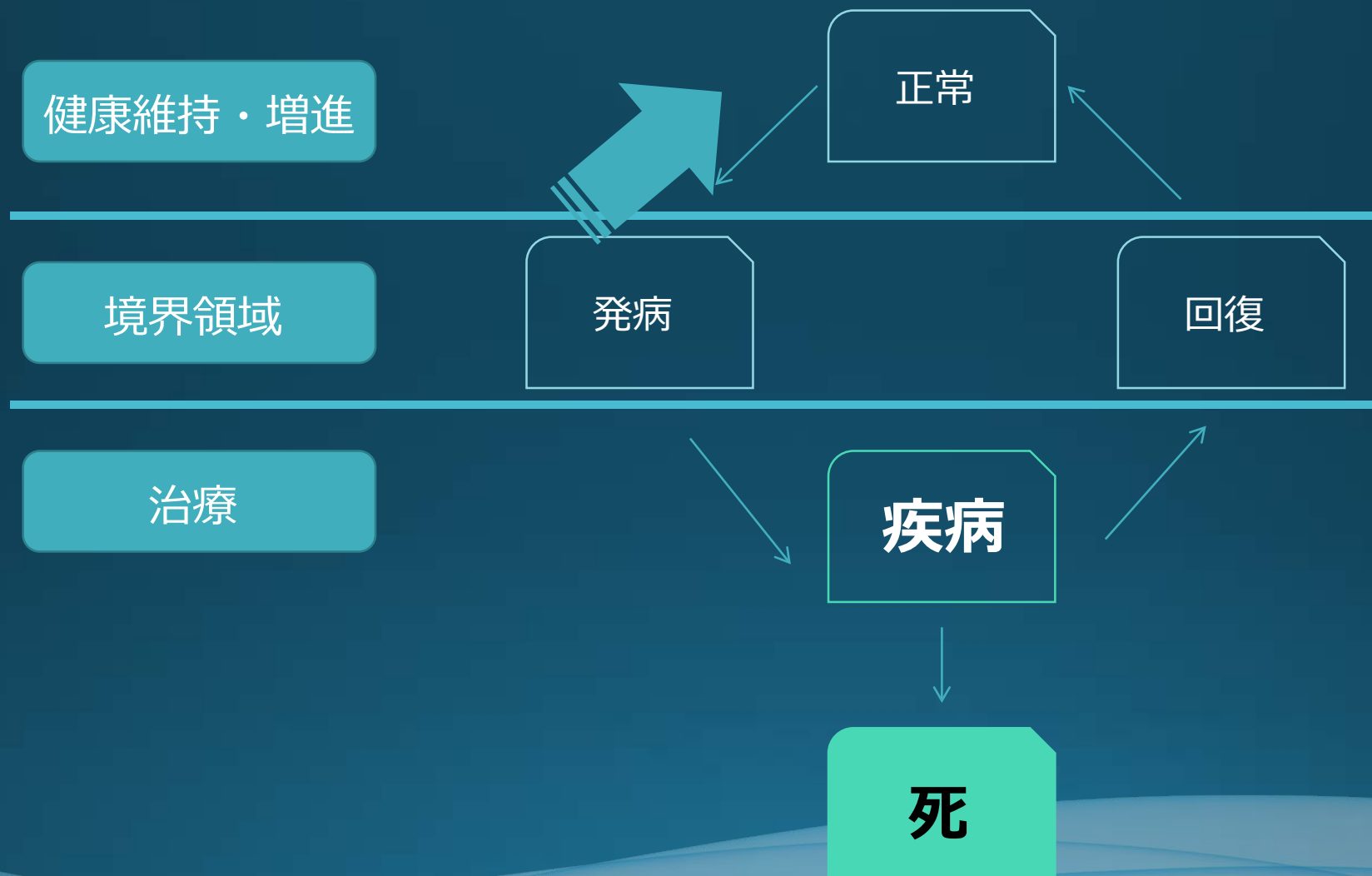
将来の医者は薬を出さない。
そのかわり患者に人間の体、食
事、病気の原因と予防のことに
関心をもたせるようにする。

トーマス・A・エジソン (1847-1931)

第3の医学 (Third line medicine) より

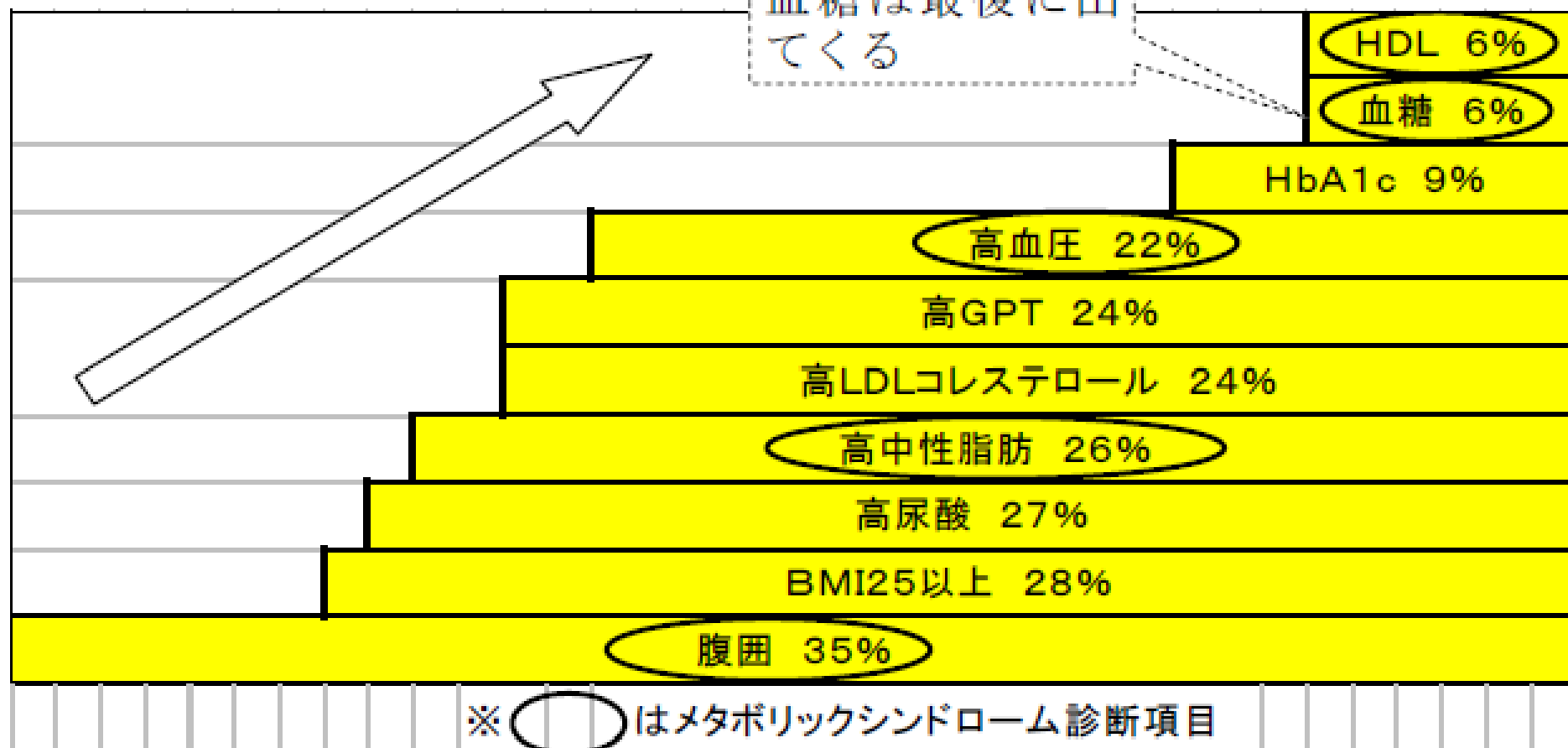
Melvyn R. Werbach

健康と疾病の連続性



生活習慣病受診者の有所見の状況(所見が出現する順序)

血糖は最後に出てくる



出典：平成18年度尼崎市国民健康保険生活習慣病予防健診結果より

治療と職業生活の 両立支援ガイドライン



事業場における治療と職業生活の 両立支援のためのガイドライン

平成28年2月

厚生労働省

職場の健康づくりを応援します！

平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

ストレスチェック助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を満たした医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

①ストレスチェックの実施に対する助成

●従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。

②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成

●医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給（一事業場につき年3回が限度）。

職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集約分析を踏まえ、【Aコース】専門家（※）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給（10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

（※）：産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

【Bコース】メンタルヘルス対策推進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給（5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

小規模事業場 産業医活動助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を満たした医師と協定締結、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給（6か月当たり10万円を上限×2回限り）。

※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限ります。

心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策推進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給（一律10万円）。

※一企業につき将来にわたって1回の支給に限ります。

産業保健関係助成金のお問い合わせは

独立行政法人 労働者健康安全機構



0570-783046

ナヤミラシロウ

◆この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合実施事業の一環として行われています◆

臨床病理 レビュー

CURRENT REVIEW OF
CLINICAL PATHOLOGY

特集 第 139 号

病気をもちながら どこまで働けるか — 疾病と就労の臨床判断 —

編集：山崎弘史（大阪大学）、藤井孝典（金沢医科大学）、栗山 聡（松下電機工業）

1. 総説：適正配置
2. 総説
3. 消化器
4. 呼吸器
5. 泌尿器・代謝
6. 腎・泌尿器
7. 肝 臓
8. 胆 嚢
9. 内分泌等疾患
10. 糖尿病
11. 痛 風
12. 関 節
13. 運動器
14. 遠隔医療
15. 労務保健委員の身体検査基準



[ISBN: 978-4-909-5900-6]
©2017



がん分野

PDF



糖尿病分野

PDF



脳卒中分野

PDF



メンタルヘルス分野

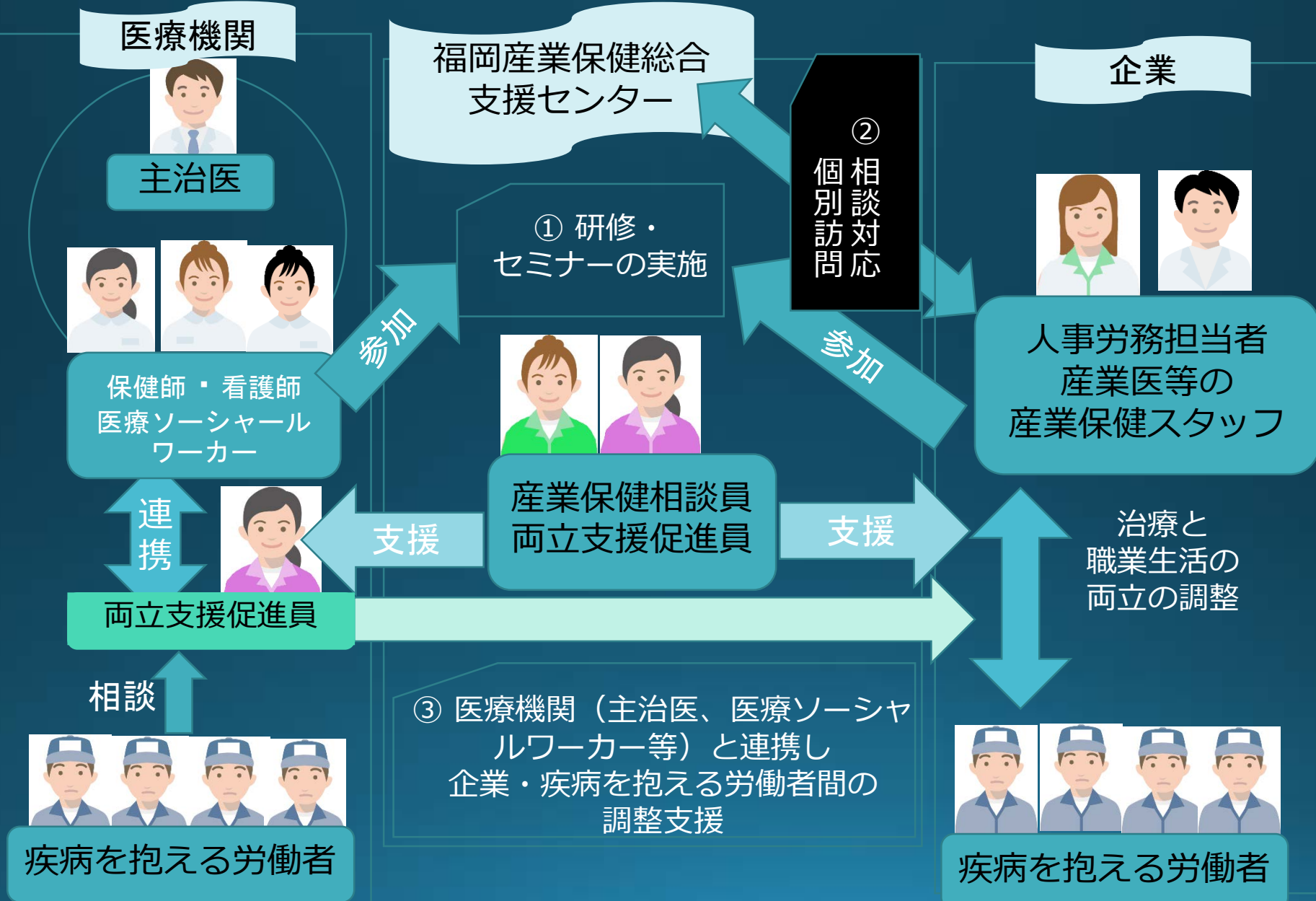
PDF

<https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/1047/Default.aspx>

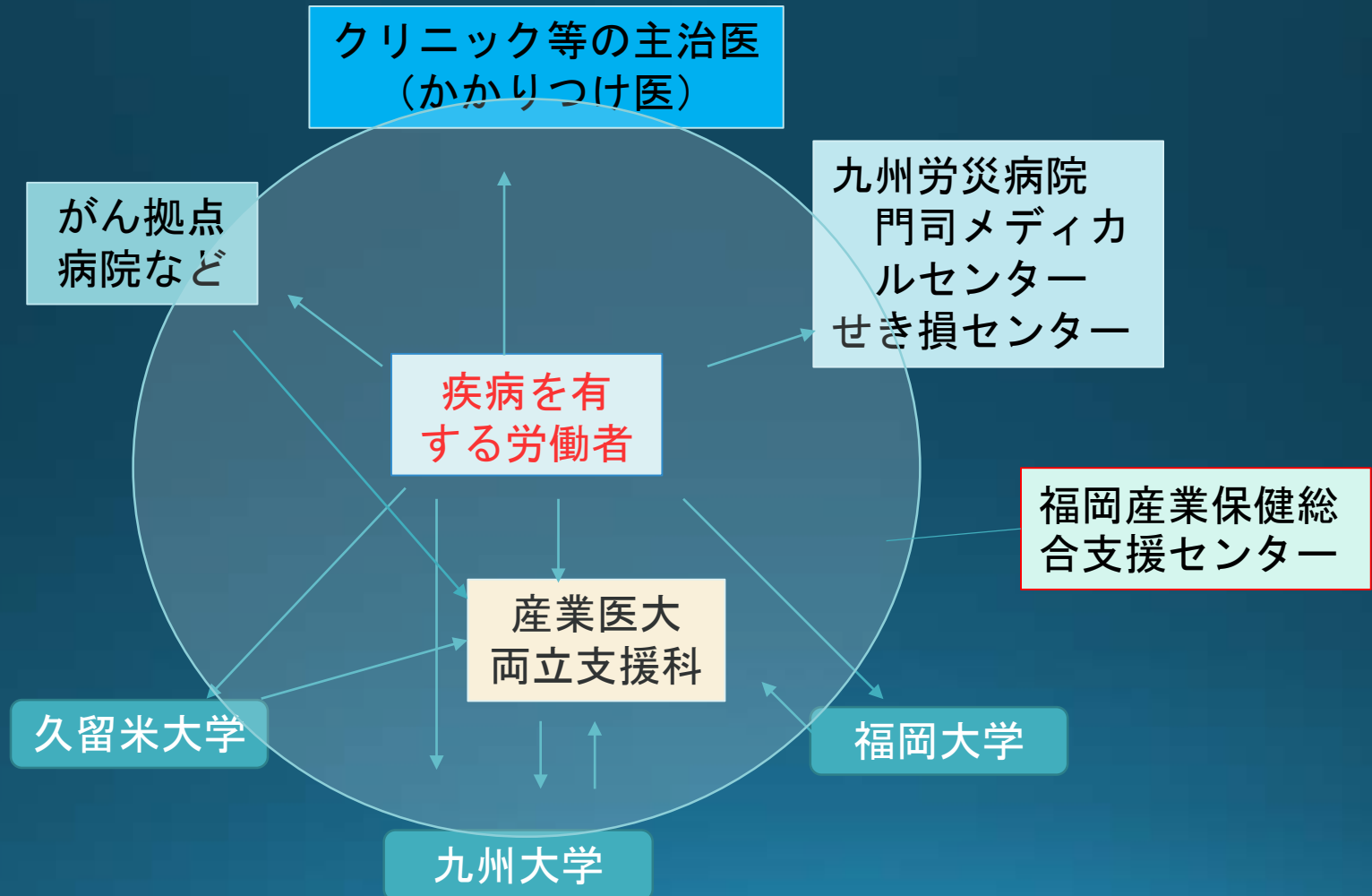
独立行政法人労働者健康安全機構



産業保健総合支援センターによる 治療と就業の両立支援イメージ



小規模事業場における 福岡県両立支援体制（案）

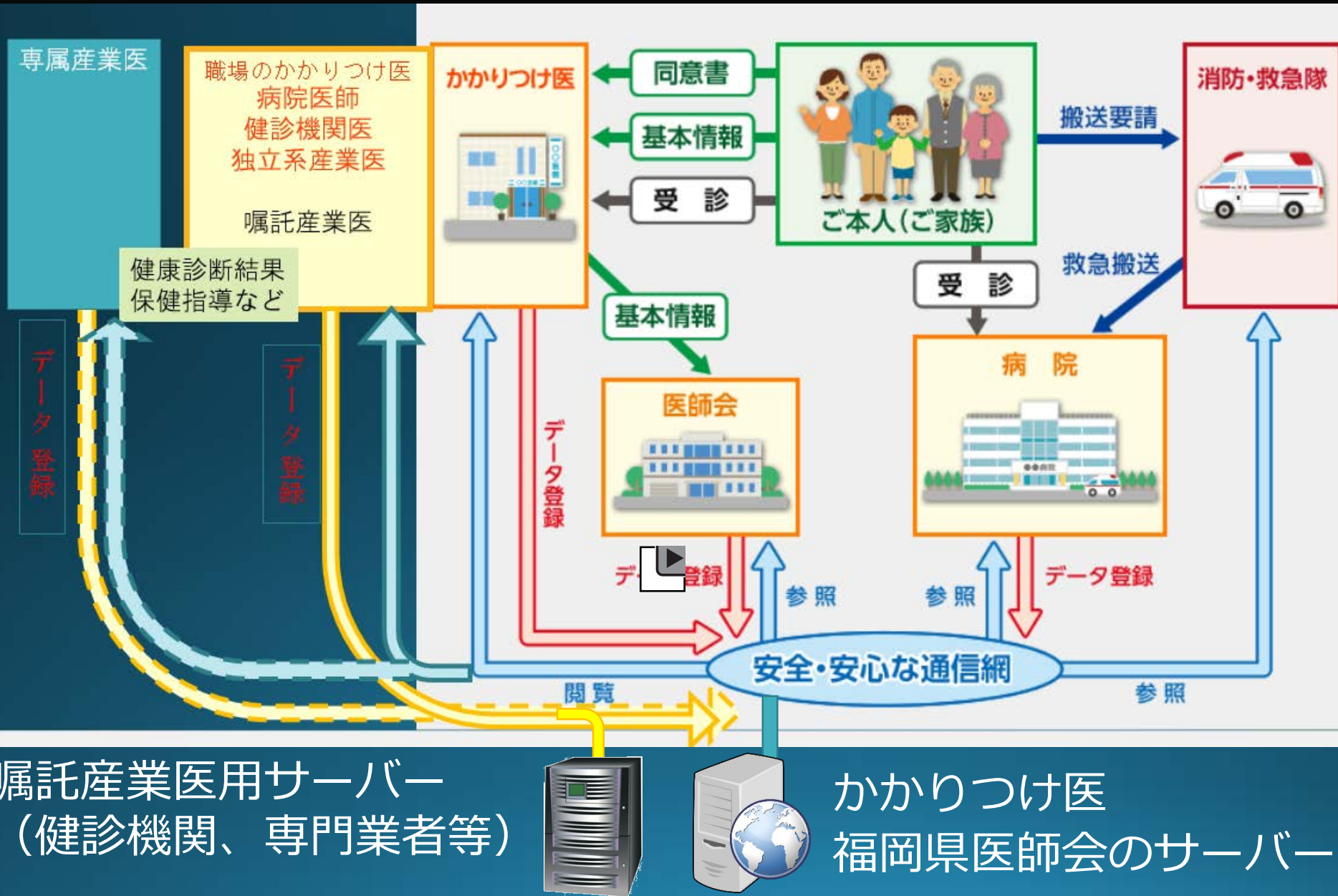




とびうめネットへ ご提案

産業保健との連携

とびうめネット概要図



とびうめネットと産業保健との 連携によるメリット

- 登録した個人：救急・一般診療において健診結果など参照可能
- 参加診療医：健康・診療情報連携による生活習慣病などの一次予防を含む効果的診療
- 産業医：主治医との連携が容易、効果的疾病管理（うつ病、がんなどを有する労働者の職場復帰等）
- 長期的効果：医療費の削減、健康寿命の延長、労働力の確保



労働者の健康の維持・増進

労働者

事業者

自己保健義務
努力義務

安全（健康）
配慮義務

労働者の健康

労働安全衛生法
労働者自身

労働契約法
産業保健スタッフ

睡眠時無呼吸検査
その他職場、日常生活の中
で入手可能な健康情報



一般健康診断
特殊健康診断
海外派遣労働者の健康診断

PHR : personal health record

ご清聴ありがとうございました。

連絡先：織田 進
福岡産業保健総合支援センター
〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南2-9-30
福岡県メディカルセンタービル1F
電話：092-414-5264、FAX:092-414-5239
e-mail:susumuoda@fukuokas.johas.go.jp
URL: <http://www.fukuokasanpo.jp/>